

慢性疾患看護専門看護師研究会規約

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、慢性疾患看護専門看護師 研究会と称する。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、会員の自治により、専門看護師としての資質向上を図り、慢性疾患看護領域の学問的・実践的探求、次期専門看護師の支援、関連団体との協働を目的とする。

第 3 章 事務局

第 3 条 本会の事務局は、事務局の施設におく。別に定める。

第 4 章 会 員

第 4 条 本会の目的に賛同し、会の維持発展に協力を希望する慢性疾患看護専門看護師（正会員）により構成される。

第 5 条 正会員は日本看護協会が認定した慢性疾患看護専門看護師で任意の個人で入会申請した者とする。

第 6 条 本会に入会を希望する者は、慢性疾患看護専門看護師研究会ホームページより手続きを行なう。会員資格は、入会申し込み後、年会費を納入することにより付与される。

第 7 条 会員は、本会所定の年会費を納入しなければならない。既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第 8 条 会員が退会を希望するときは、事務局から送られる退会フォームから所定の手続きを行なうことにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、当該年次の会費は納めるものとする。

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、幹事会会議の決議により当該会員を除名することができる。

- 一. この規約、その他の規則に違反したとき
- 二. 本会の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき
- 三. その他除名すべき正当な事由があるとき

第 10 条 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、幹事会会議の 1 週間前までに当該会員に通知し、かつ幹事会会議で弁明の機会を与えなければならない。

第 11 条 会長は、会員を除名したときは当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

第 12 条 第 8 条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一. 2 年間会費を納入しなかったとき
- 二. 総幹事の同意
- 三. 死亡または解散したとき

第 5 章 役員および幹事

第 13 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 事務局 2 名
- (4) 会計 1 名
- (5) 幹事 5 名以上

第 14 条 会長は、幹事会において幹事の中より互選により推薦し、総会の承認を得て定めるものとする。

第 15 条 副会長、事務局、会計は、幹事の中より会長が委嘱し、幹事会において承認を得るものとする。

第 16 条 会長は、会計監査を会員より委嘱する。なお会計監査は、本会の四役・各委員会を兼ねることができない。

第 17 条 役員任期は 2 年とし、但し、連続して 2 期までとする。

第 18 条 幹事は本会に入会后 3 年を経過した正会員の中から選出する。

2. 幹事の選出は別に定める。
3. 幹事の任期は 2 年とし、但し、連続して 2 期までとする。

第 6 章 役員の仕事

第 19 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

第 20 条 副会長は、会長を補佐し本会の事例検討会、会議の運営などを統括する。

第 21 条 事務局は、本会の事務、会議の設営などを統括する。

第 22 条 会計は、本会の運営に関する会計を行なう。

第 23 条 幹事は、会長の委託により会の運営に当たる。

第 7 章 総会

第 24 条 総会は、年 1 回、開催する。総会の開催については、幹事会の協議により決める。

2. 総会は、会員の 1 / 5 以上の参加を持って成立とする。

第 25 条 総会においては、本会の運営方針、年間計画、事業報告、会計報告、人事の承認、その他の基本方針について検討し議決を行なう。

第 26 条 総会の議決は、参加者の 2 / 3 以上の賛同をもって多数決とする。

第 8 章 四役会

第 27 条 四役会は、会長、副会長、事務局、会計により構成し、会長の招集によって開催し、幹事会の運営方法、本会の基本方針、その他の重要事項について協議を行う。

第 9 章 幹事会

第 28 条 幹事会は、会長の招集によって総会までに開催し、総会および研究会の運営方法、本会の基本方針、その他の重要事項について協議を行う。

第 29 条 幹事会の開催にあたり、業務の都合などにより参加できない幹事はあらかじめ会議の趣旨に対する意見を会長に委任することができる。

第 30 条 幹事にあつて、理由なく幹事会への出席を 1 年以上怠る場合は、その役をとかれるものとする。

第 10 章 研究会

第 31 条 研究会は、年 3 回開催する。研究会の開催は、幹事会の協議により決める。

第 32 条 研究会においては、本会の趣旨に則り、専門看護師としての知識・技術の研鑽、活動報告、事例検討を行う。

2. 慢性病看護に関する情報交換、知識・技術の習得をはかる。

3. 次期の専門看護師の育成を支援する。

4. 定期的な関連学会での共同研究発表、交流集会やシンポジウムの開催により、慢性疾患看護専門看護師として卓越した看護について報告し領域内外の関係者へ理解を深める。

5. その他研究会の目的達成に必要な事業を行う。

第 33 条 研究会は、総会と同時に開催することができる。

第 11 章 委員会

第 34 条 事業の円滑な運営を図るために以下の委員会を設置する。それぞれの目的に沿って活動を行い、幹事会および総会等において必要事項の報告を行う。

(1) 実践知研究委員会

(2) 学会交流推進委員会

(3) セミナー企画委員会

(4) 広報活動委員会

第 35 条 役員選挙を公平かつ円滑に執行するために選挙管理委員会を設置する。

第 36 条 各委員会に内規を置くこととする。

第 12 章 関連団体との協働

第 37 条 関連団体との協働について、それぞれの目的に沿って活動を行い、幹事会および総会等において必要事項の検討・報告を行う。

第 13 章 財政

第 38 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれに当てる。

第 39 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

第 40 条 本会の会費は、年会費として次の金額とする。

年額 正会員 9000 円

第 41 条 研究会の年会費は、開催の都度の幹事会の協議により決める。

第 42 条 会の会計決算は、総会席上において会計監査が報告する。

第 14 章 規約の変更

第 43 条 本会の規約は、必要に応じ幹事会の協議を得て総会の承認を下に変更することができる。

付 則

1. この規約は、平成 17 年 1 月 10 日より施行する
1. この規約は、平成 20 年 1 月 12 日より施行する
1. この規約は、平成 21 年 1 月 12 日より施行する
1. この規約は、平成 21 年 7 月 20 日より施行する
1. この規約は、平成 22 年 5 月 16 日より施行する
1. この規約は、平成 23 年 5 月 29 日より施行する
1. この規約は、平成 24 年 5 月 13 日より施行する
1. この規約は、平成 25 年 5 月 26 日より施行する
1. この規約は、平成 26 年 1 月 13 日より施行する
1. この規約は、平成 26 年 4 月 27 日より施行する
1. この規約は、平成 26 年 10 月 19 日より施行する
1. この規約は、平成 27 年 5 月 28 日より施行する
1. この規約は、平成 29 年 5 月 28 日より施行する
1. この規約は、平成 30 年 1 月 7 日より施行する
1. この規約は、平成 30 年 4 月 22 日より施行する
1. この規約は、2019 年 4 月 21 日より施行する
1. この規約は、2020 年 6 月 22 日より施行する
1. この規約は、2021 年 5 月 24 日より施行する
1. この規約は、2025 年 5 月 25 日より施行する